

## 令和元年度 関市私立幼稚園就園奨励費補助金交付限度額（年額）

### 【令和元年度の変更点(国の方針による)について】

☆令和元年10月から新しい無償化事業が始まるため、幼稚園就園奨励費補助事業は廃止になります。

### 【保育料の補助限度額】

下記の補助限度額と保護者の支払う保育料(入園料含む)のうち、いずれか低い方を補助額として支給します。

※対象期間が4月から9月までの6か月であるため、表1、2の半額(年額の1/2)が補助限度額となります。

### I 階層区分ごとの交付限度額

《表1》

(単位：円)

階層区分		補助対象 経費	多子区分		
			第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯	入園料、 保育料の 合算額	308,000		
②	市民税非課税世帯		272,000	308,000	
③	市民税所得割非課税世帯			308,000	
④	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯		187,200	247,000	308,000
⑤	市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯		62,200	185,000	308,000
⑥	上記以外の世帯		—	154,000	308,000

### II 多子軽減の適用条件

市民税所得割課税額77,100円以下の世帯(階層区分①～④)の世帯については、多子区分の算定に係る年齢制限がありません。(多子区分の算定に係る兄・姉については、年齢に上限を設けませんが、生計を一にする者に限ります。)

なお、市民税所得割課税額が77,100円より高い世帯(階層区分⑤、⑥)の多子計算については、平成30年度より高校3年生(18歳以下)までの兄・姉を第1子としてカウントします。(関市独自基準)

裏面に続く

### Ⅲ ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、そのほかの世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)については、下記の交付限度額とします。

《表2》

(単位：円)

階層区分		補助対象 経費	多子区分		
			第1子	第2子	第3子以降
②	市民税非課税世帯	入園料、 保育料の 合算額	308,000		
③	市民税所得割非課税世帯				
④	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯		272,000	308,000	

\* この特例を受けるには、要件を証明できる書類(写し)の提出が必要です。

- (1) ひとり親の世帯 ⇒ 児童扶養手当証書又は戸籍謄本  
 (2)~(5)の世帯 ⇒ 各要件を証明できるもの

\* 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかの要件に該当する世帯です。

- (1) 児童を扶養している保護者に配偶者のない世帯（ひとり親）
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が属する世帯
- (3) 特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯
- (4) 障害基礎年金の受給者が属する世帯
- (5) 生活保護法の要保護者に準ずると認める世帯

提出がない場合は、該当世帯であっても特例を認められません。

- 注) ・ 父母の市民税所得割額の合計額、または、その他に税法上園児を扶養している方（祖父母等）がいる場合は、父母と税法上扶養者の所得割額の合計額となります。
- ・ 所得の申告をされていない方は申告が必要です。（所得なしの場合も「なし」の申告が必要です。）
- ・ 住宅借入金等特別控除がある場合はこの控除前の金額となります。
- ・ 年度の途中で入園・退園・転入・転出する場合は月割りで計算します。
- ・ 年度の途中で世帯の状況に変更(保護者の再婚、離婚、死亡等)があった場合は幼稚園または子ども家庭課へご連絡ください。